

習志野市防犯灯設置及び維持管理基準

(趣旨)

第1条 この基準は、習志野市における防犯灯の設置及び維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、防犯灯とは、夜間における市民の通行の安全を図り、犯罪被害を未然に防止するための照明灯をいう。

(設置の基準)

第3条 防犯灯の設置の基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 設置箇所は、不特定多数の市民が通行する客観的に道路として認定できる態を有する道路で、かつ、行止り道路でない箇所とする。
- (2) 設置間隔は、おおむね30メートルとする。ただし、設置箇所の周辺に終夜点灯する道路照明灯、公園灯、商店街灯、民間照明、集合住宅照明灯等が設置されている場合は、この限りでない。
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化区域を優先して設置する。
- (4) 防犯灯は、電柱への共架とする。ただし、共架できる電柱がない場合は、鋼管ポールに設置することができる。
- (5) 防犯灯を設置した電柱又は鋼管ポールには、習志野市防犯灯管理プレートを設置する。
- (6) 防犯灯は、消費電力が10ワット以下の原則として白色で、かつ、地面における平均照度が3ルクス以上のLED防犯灯とする。
- (7) 設置方法は、「防犯灯設置標準図」による。
- (8) 電気の需給契約の契約種別は、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める電気供給約款に規定する公衆街路灯A(10ワットまで)とする。
- (9) 設置箇所が私有地又は私道である場合は、当該私有地又は私道の所有者から「防犯灯に関する土地使用承諾書」(様式第1号)により承諾を得るものとする。
- (10) 第1号から第3号に定めるもののほか、防犯上の理由又は道路の形態等により、市長が特に必要と認める場合は、防犯灯を設置することができる。

(維持管理及び更新)

第4条 市は、自ら設置し、又は移管を受けた防犯灯の維持管理を行う。

2 市は、防犯灯の更新に当たっては、経済性、効率性及び有効性が最大限発揮できるよう適正化に努めるものとする。

(開発行為等に伴う防犯灯の設置及び移管)

第5条 開発行為等に伴う防犯灯の設置及び移管については、次に掲げるところによる。

- (1) 第3条第1号の規定にかかわらず、防犯灯を行止まり道路に設置をすることができる。
- (2) 市は、開発行為等協議において、第3条各号(同条第1号のうち、行止まり道路でない箇所とする部分を除く。)の規定に基づき、開発行為等事業者を指導する。
- (3) 開発行為等事業者は、前号の規定による指導に基づき設置した防犯灯については、開発行為等の完了後、市に移管することができる。移管する場合においては、「防犯灯移管申請書」(様式第2号)を市に提出するものとする。
- (4) 開発行為等事業者は、前号の規定により防犯灯を市に移管する場合であって、当該防犯灯の設置箇所が私有地又は私道である場合は、「防犯灯に関する土地使用承諾書」を市に提出するものとする。

(防犯灯の撤去又は移設)

第5条の2 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定により防犯灯及び鋼管ポールを撤去又は移設する者は、あらかじめ市の承認を受けなければならない。

- 2 防犯灯及び鋼管ポールを撤去又は移設する者は、撤去・移設申請書(様式第3号)を市に提出するものとする。
- 3 第1項の工事に要する費用は、原則として、防犯灯を撤去又は移設する者が負担しなければならない。

(要望)

第6条 防犯灯の設置等に関する要望の取扱いについては、次に掲げるところによる。

- (1) 市は、市民から防犯灯の設置、更新等の要望があった場合は、予算の範囲内において、第3条及び第4条に基づき防犯灯の設置、更新等を行う。
- (2) 要望の優先順位は、次に掲げるとおりとする。
 - ア まちづくり会議要望
 - イ 町会・自治会からの要望
 - ウ その他市民からの要望

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

(防犯灯の設置に関する要綱の廃止)

- 2 防犯灯の設置に関する要綱(昭和46年4月1日施行)は、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年11月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この基準の施行前に市が設置し、又は移管を受けた防犯灯については、なお従前の例による。